

# 新居浜市景観計画 概要版

## 景観計画とは（計画策定の背景と目的）

新居浜市は、元禄4年（1691年）の別子銅山開坑以来300年以上にわたり、工業都市として発展してきた歴史があり、本市の産業基盤の礎となった別子銅山関連の近代化産業遺産は、世界に誇れる歴史的産業遺産であります。

新居浜市固有の景観である近代化産業遺産と、植林事業によりよみがえった緑豊かな山は、観光振興、交流人口拡大や地域活性化に大きく寄与するものです。

このことから、市民共通の財産である歴史的景観や豊かな自然景観の保全に留意し、地区の良好な景観形成に資することを目的に、景観計画を策定します。

地域全体が調和した良好な景観を形成することにより、安全で快適な暮らし、観光振興、地域経済活性化を推進します。

## 良好な景観形成に向けた方針

### 山根公園周辺景観

- 山根公園は、市民の憩いの場となっているとともに、秋には新居浜太鼓祭りの主要なかきくらべ会場となっています。公園の石段は国登録有形文化財となっており、適切な維持・管理を行うことで、良好な景観として保存していきます。
- えんとつ山は地域のランドマークとなっており、行政と地域住民との協働により維持管理を行い、貴重な景観として適切に保全します。



旧山根製錬所煙突（えんとつ山）

### 近代化産業遺産景観

- 端出場ゾーンは、マイントピア別子を中心に、新居浜の歴史に肌で触れ、体験できる場となっており、周辺に点在する産業遺産を含めて、適切に保存・活用します。
- 観光スポットとなっている近代化産業遺産周辺の回遊・滞留につながるような良好な景観の形成を目指します。



旧端出場水力発電所

### 沿道景観

- 県道新居浜別子山線沿道においては、美しい渓谷景観を形成しており、山林・農地等の所有者と連携を図りながら良好な沿道景観の形成を進めます。
- 空き家や屋外広告物を適切に管理し、また誘導サインの視認性の向上など、利用者の安全にも配慮した景観形成に取り組みます。



青龍橋（ループ橋）

### 自然景観

- 県道新居浜別子山線から見える山々や、並行して流れる河川は、やすらぎとうるおいを感じさせる景観が形成されています。特に、森林については、計画的な森林経営により、環境保全や良好な景観形成に取り組みます。



別子ライン

# 景観計画区域

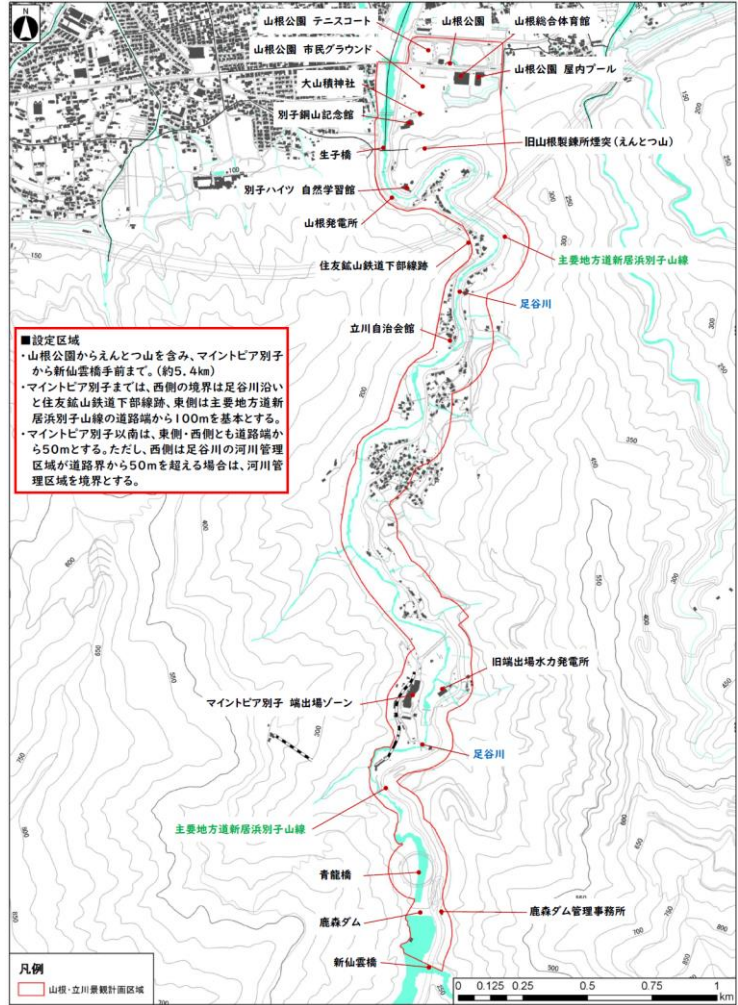
## ① 山根・立川景観計画区域 (面積 96.8ha)

### 区域の概要

山根公園周辺景観（山根公園、別子銅山記念館、えんとつ山、生子橋等）、市街地に隣接する近代化産業遺産景観（マイントピア別子）、沿道景観（龍河神社、青龍橋等）、自然景観（鹿森ダム）を含む区域。

### 設定の理由

- 景観資源とその周辺の公共施設など、人が集まる施設をつなぐ面的な視点で捉えた良好な景観形成が期待される。
- 土地や建物に対する一定の制限を設けることにより、景観の保全・活用を図ることができる。



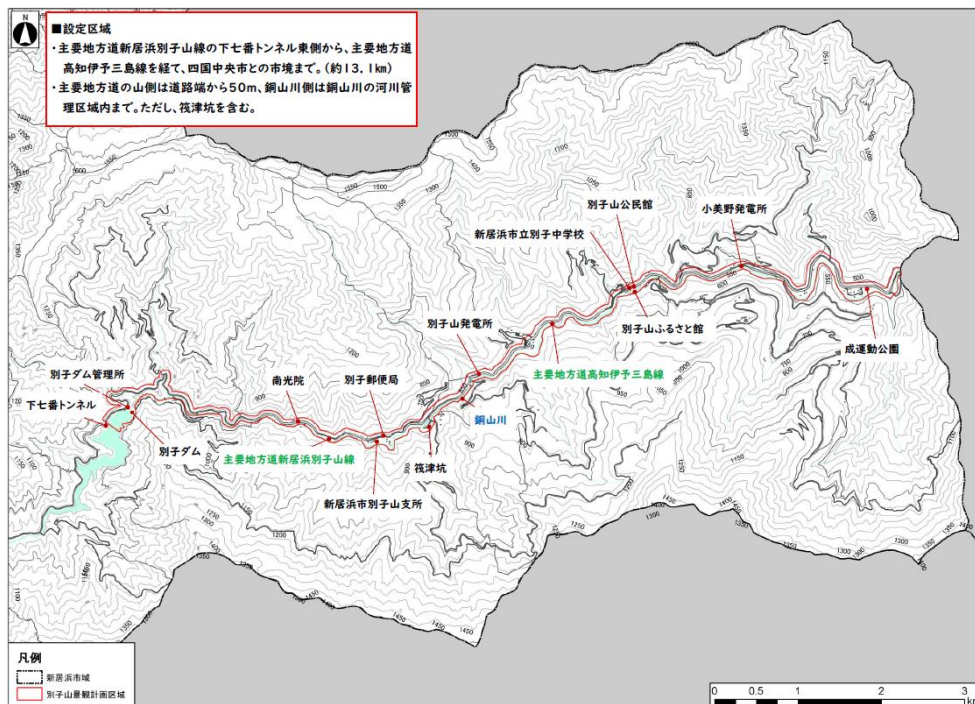
## ② 別子山景観計画区域 (面積 143.5ha)

### 区域の概要

自然景観である別子ダム、溪谷景勝地である銅山川を含む別子山区域。

### 設定の理由


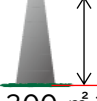
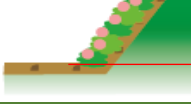

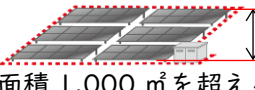
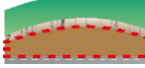
- 別子山区域では、人口減少により地域コミュニティ維持が課題となっている。
- 景観計画により景観の保全・活用を図り、「景観まちづくり」を通して、地域の活性化を図る。





## 届出対象行為

◀景観形成基準に基づく配慮や工夫に努めていただきます。▶

届出対象となる行為の種類		届出対象となる規模等
<b>建築物</b> ・新築・増築改築・移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		 高さ15mを超えるもの 面積1,000㎡を超えるもの
<b>工作物</b> ・新設・増築 ・改築・移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔又は飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く）	 高さ15mを超えるもの 面積300㎡を超えるもの
	擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	 高さ5mを超えるもの
	電気供給又は電気通信のための施設 （鉄塔、携帯電話基地局など）	 高さ30mを超えるもの 面積300㎡を超えるもの
	太陽光発電のための施設（地上設置に限る）	 高さ13mを超えるもの 面積1,000㎡を超えるもの
<b>開発行為</b> （都市計画法第4条第12項に規定するもの）		 面積3,000㎡以上

※通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び、その他政令又は条例で定める行為などは、届出の対象にはなりません。

## 景観形成基準

	事項	景観形成基準							
①建築物の新築又は移転等 	高さ	○ 良好な周辺の景観と調和した高さとする。							
	形態、意匠	○ 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ○ 太陽光発電を屋根に設置する場合は、屋根材等と一体となったものとする。							
	色彩	壁面等	○ 周辺の景観と調和する色彩とする。 ○ 建築物の壁面の色彩は、周囲の景観と調和するよう工夫する。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>基準</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>彩度6以下</td> <td>規定を設けない</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>彩度4以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			色相	基準	明度	R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	彩度6以下	規定を設けない	上記以外
色相	基準	明度							
R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	彩度6以下	規定を設けない							
上記以外	彩度4以下								
②工作物の新設又は移転等 	高さ	○ 良好な周辺の景観と調和した高さとする。							
	形態、意匠	○ 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ○ 周囲の景観に与える威圧感および突出感を軽減するようなデザインとする。							
	色彩	壁面等	○ 周辺の景観と調和する色彩とする。 ○ 工作物の壁面の色彩は、周囲の景観と調和するよう工夫する。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>基準</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>彩度6以下</td> <td>規定を設けない</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>彩度4以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			色相	基準	明度	R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	彩度6以下	規定を設けない	上記以外
色相	基準	明度							
R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	彩度6以下	規定を設けない							
上記以外	彩度4以下								
③開発行為等 	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>○ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>○ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>○ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とし、周囲の景観と調和させる。</li> </ul>							

# 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の基準

## (1) 景観重要建造物の指定の基準

- ・美しい外観を有し、地域の象徴的なものとなっており、市民から親しまれているもの
- ・地域の自然や歴史、文化等の地域特性が感じられ、本景観計画区域を象徴する建造物であるもの
- ・周辺の景観の核となっており、景観形成に取り組む上で重要なもの
- ・本市の発展の象徴となる近代化産業遺産、伝統的な意匠や工法などを伝えるもの

## (2) 景観重要樹木の指定の基準

- ・優れた樹形を有し、地域の象徴的なものとなっており、市民から親しまれているもの
- ・地域の自然や歴史、文化等の地域特性が感じられ、本景観計画区域を象徴する樹木であるもの
- ・周辺の景観の核となっており、景観形成に取り組む上で重要なもの

# 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

本計画区域は、世界に誇れる近代化産業遺産景観と豊かな自然景観を含むエリアから構成されています。屋外広告物は、まちを活気づけるものですが、無秩序に放置されると、豊かな景観資源の魅力が損なわれる可能性があります。そのため、良好な景観を創出するために、屋外広告物の表示・掲出に際しては、周辺の景観に配慮することが重要です。

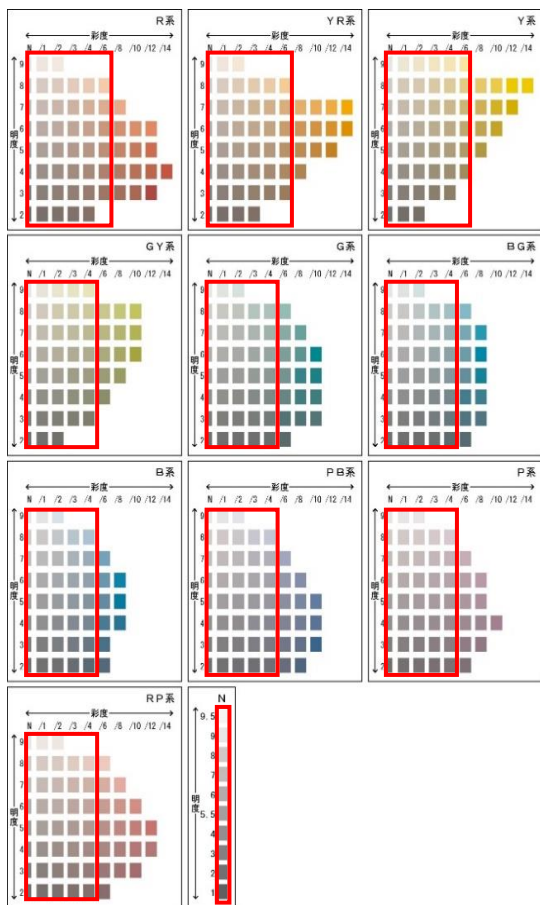
本市では、現在、愛媛県屋外広告物条例に基づき屋外広告物に関する規制・指導を行っており、今後も、引き続き同条例に基づく規制・指導を推進します。

【屋外広告物の例】



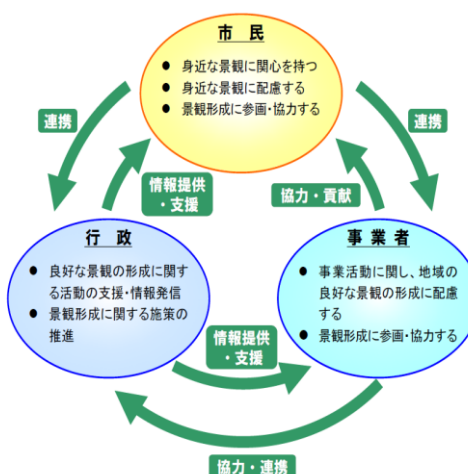
## 守るべき色彩範囲

(マンセル表色系 JIS Z 8721)



## 良好な景観形成の推進方策

### (1) 役割分担



### (2) 普及・啓発

#### ① 勉強会等の開催

景観づくりに関するシンポジウムや勉強会等を継続的に開催することで、良好な景観づくりに対する意識啓発に努めます。

#### ② 良好な景観形成に向けた活動への支援

市民や事業者の良好な景観形成に向けた活動（道路の美化活動、花植え活動等）が継続・発展できるよう、多様な支援策を検討します。

### (3) 計画の進行管理



新居浜市景観計画

概要版

令和2(2020)年7月

<お問い合わせ>

新居浜市 建設部 都市計画課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL:0897-65-1270 <https://www.city.niihama.lg.jp/>